

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況		
建設業退職金共済制度加入の有無	4 1	[1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 2	[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 3	[1.有、2.無]
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 4	[1.該当、2.非該当]
新規若年技術職員の育成及び確保	4 5	[1.該当、2.非該当]
CPD単位取得数	4 6	(単位) 技術者数
技能レベル向上者数	4 7	(人) 技能者数 (人) 控除対象者数
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	4 8	[1.えるぼし認定 (1段階目)、2.えるぼし認定 (2段階目)、3.えるぼし認定 (3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	4 9	[1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 0	[1.ユースエール認定、2.非該当]
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 1	[1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]
建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無	5 2	[1.有、2.無]

建設業の営業継続の状況		
営業年数	5 3	(年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 4	[1.有、2.無]

防災活動への貢献の状況		
防災協定の締結の有無	5 5	[1.有、2.無]

法令遵守の状況		
営業停止処分の有無	5 6	[1.有、2.無]
指示処分の有無	5 7	[1.有、2.無]

建設業の経理の状況		
監査の受審状況	5 8	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	5 9	(人)
二級登録経理試験合格者等の数	6 0	(人)

研究開発の状況		
研究開発費 (2期平均)	6 1	(千円)

建設機械の保有状況		
建設機械の所有及びリース台数	6 2	(台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況		
エコアクション21の認証の有無	6 3	[1.有、2.無]
ISO9001の登録の有無	6 4	[1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	6 5	[1.有、2.無]

(7) その他の審査項目 (社会性等) 作成上の注意

4 1 建設業退職金共済制度加入の有無

勤労者退職金共済機構 (建退共) との間で、審査基準日以前に、特定業種退職金共済契約を

「1」締結している。

「2」いない (履行状況が極めて悪く、加入証明書が発行出来ない場合を含む。)

4 2 退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無

審査基準日において、以下ア～キのいずれかに該当する場合、「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。

ア 勤労者退職金共済機構 (中退金) との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約を締結し、かつ、契約成立年月日が審査基準日以前である場合

イ 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済について契約しており、かつ、補償開始日が審査基準日以前である場合

ウ 自社退職金制度に関し、就業規則 (労働協約書) を有し (常時10人以上の労働者を使用する場合は労働基準監督署の届出印があること)、かつ、退職手当の決定、計算、支払方法及び支払いの時期に関する定めがあること。

さらに以下のいずれかに該当することが必要です。

○ 退職給付引当金を計上していること。

○ 5年以内に退職金支払実績があること。

また、退職金については、次表の金額を参考にしてください。

(試用期間を除く) ※建設業退職金共済支給額によります。

年	金額 (円)	年	金額 (円)
1	—————	10	945,903
2		15	1,572,816
3	234,360	20	2,256,366
4	316,386	25	3,029,754
5	410,781	30	3,902,745
6	512,337	35	4,898,775
7	613,893	40	6,036,723
8	721,308		
9	830,676		

エ 厚生年金基金が設立されていること。

オ 法人税法に規定する適格退職年金の契約の締結されていること。

カ 確定給付企業年金法 (平成13年法律第50号) に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

キ 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に規定する企業型年金が導入されていること。

4 3 法定外労働災害補償制度加入の有無

審査基準日において、次の①から③までをすべて満たしているア～キのいずれかの法定外労働災害補償制度に加入している場合、「1」となります。

- ① 業務災害のほか、通勤災害担保があること。
- ② 直接の使用関係にある職員（パート、アルバイト含む。）及び下請負人（下請、孫請すべて含む。）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること（記名式は認めません。）。
- ③ 死亡及び後遺傷害第1級から第7級までを保証していること。

ア 建設業福祉共済団の建設労災補償共済制度に加入していること。

イ 全国建設業労災互助会に加入していること。

ウ 全日本火災共済協同組合連合会の労働災害補償共済に加入していること。

エ 全国労働保険事務組合連合会の労働災害保険に加入していること。

オ 民間保険金融会社との間で保険契約し、かつ、補償開始日が審査基準日以前の場合

カ 建設業者団体等が取り扱う団体保険制度に加入していること。

キ 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者に加入していること。

※保険の契約方式は、すべての工事（共同企業体及び海外工事は除く。）に対して保証するものでなければならず、工事現場ごとの契約は該当しません。

また、**第三者賠償責任、責任保険及び生命保険は該当しません。**

・準記名式の普通傷害保険について

政府の労働災害補償保険に加入し、かつ、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済みであること。被保険者数が前記②の要件を満たすものであること。

以上に該当する場合、「1」となります。

4 4 若年技術職員の継続的な育成及び確保

審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に、該当する場合は「1」、該当しない場合は「2」を記入

また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率（小数点第2位以下端数切り捨て）で表し、記載すること。

4 5 新規若年技術職員の育成及び確保

審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の 1% に

「1」該当する。

「2」該当しない。

新規若年技術者とは、次の 2 点のいずれかを満たしていることとする。

1. 審査基準日以前に 6 ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った若年者
2. 審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に 6 ヶ月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者

また、「新規若年技術職員数」の欄 には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満 35 歳未満の者の人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率（小数点第 2 位以下端数切り捨て）で表し、記載すること。

4 6 CPD 単位取得数等（継続教育制度 Continuing Professional Development）

- ① 「CPD 単位取得数」について、各技術者について以下の算式で算定し、その数値を合計したものを記入する。

$$\left[\begin{array}{l} \text{審査基準日以前 1 年間に CPD 認定団体} \\ \text{によって取得を認定された単位数} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{告示別表第 1 8 の左欄に掲げる} \\ \text{CPD 認定団体毎に右欄に掲げる数値} \end{array} \right] \times 30$$

【算出例】

公益社団法人空気調査・衛生工学会から

「28」単位認定されている場合

$$\underline{28 \div 50 \times 30 = 16.8}$$

よって、16（小数点以下の端数は切り捨て）を別紙二「技術職員名簿」の「CPD 単位取得数」又は、様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」の「CPD 単位」の欄に記入する。

経営事項審査の事務取扱について（通知）

平成 20 年 1 月 31 日 付国総建第 269 号

「（略）～右欄に掲げる数値で除し、30 を乗じた数」

※ 1 人の技術者のうち、複数の CPD 認定団体より単位を取得している場合は、いずれか 1 つの CPD 認定団体の単位をもとに算出します。

※ 各技術者の CPD 単位の上限は 30 です。

【告示別表第 18】

1	(公社)空気調和・衛生工学会	50
2	(一財)建設業振興基金	12
3	(一社)建設コンサルタンツ協会	50
4	(一社)交通工学研究会	50
5	(公社)地盤工学会	50
6	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20
7	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50
8	(一社)全国測量設計業協会連合会	20
9	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20
10	(一社)全日本建設技術協会	25
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50
12	(公社)土木学会	50
13	(一社)日本環境アセスメント協会	50
14	(公社)日本技術士会	50
15	(公社)日本建築士会連合会	12
16	(公社)日本造園学会	50
17	(公社)日本都市計画学会	50
18	(公社)農業農村工学会	50
19	(一社)日本建築士事務所協会連合会	12
20	(公社)日本建築家協会	12
21	(一社)日本建設業連合会	12
22	(一社)日本建築学会	12
23	(一社)建築設備技術者協会	12
24	(一社)電気設備学会	12
25	(一社)日本設備設計事務所協会連合会	12
26	(公財)建築技術教育普及センター	12
27	(一社)日本建築構造技術者協会	12

②技術者数について、別紙二「技術職員名簿」の掲載者の人数と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の掲載者の人数の合計を記入すること。

「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（1人当たり30単位を上限）を記載すること。

また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。

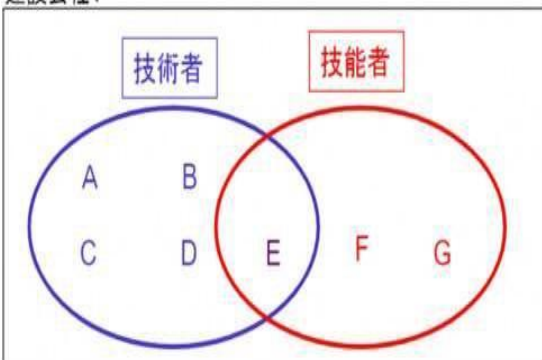
4 7 技能者レベル向上者数等

「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であって第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

【技能労働者（技能者）について】

技能者：建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者
 （技術者は、施工管理を行う者であり、直接的な作業は基本的には行わない。）

建設会社Y



○ 建設会社Yは、技術者と技能者あわせて、A～Gの7名の職員を雇用。
 ○ A～Dの4名は建設工事の施工の管理のみに従事。
 ○ F及びGの2名は建設工事の施工に従事するが、施工の管理には従事しない。
 ○ Eは基本的には技能者として建設工事の施工に従事するが、主任技術者となる資格も有する。
 （=この場合Eは、技術者としても、技能者としても評価の対象となる。）

4 8 ・ 4 9 ・ 5 0

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況について、審査基準日以前に、以下の認定を取得しており、かつ審査基準日において認定取り消し又は自体がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に加点

- 4 8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく、えるぼし認定（第一段階、第二段階、第三段階）、プラチナえるぼし認定

・えるぼし・プラチナえるぼし認定とは

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。

- 4 9 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定

・くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークとは
次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

- 5 0 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく、ユースエール認定

ユースエール認定制度とは

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

- 5 1 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

審査基準日（令和 5 年 8 月 14 日以降の審査基準日に限る。）以前 1 年のうちに発注者から直接請け負った A. 審査対象工事 において、B. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置 を実施しており、かつ「別記様式第 6 号」の誓約書を提出している場合に加点を行う。ただし、審査基準日以前 1 年のうちに、審査対象工事を 1 件も発注者から直接請け負っていない場合には加点対象としない。

A. 審査対象工事

以下の①～③を除く、審査基準日以前 1 年以内に発注者から 直接請け負った 建設工事

①日本国内以外の工事

②建設法業施行令で定める軽微な工事

- ・工事 1 件の請負代金が 500 万円（建築一式は 1,500 万円）未満
- ・建築一式のうち、面積が 150 m² に満たない木造住宅を建設する工事

③災害応急工事

- ・ 防災協定（国、※特殊法人等又は地方公共団体）に基づく災害応急対策
- ・ 発注者の指示に基づき行う災害応急対策

※特殊法人等：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（H12 法律第 127 号）第 2 条第 1 項

B. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する処置

① CCUS 上での現場・契約情報の登録

② 建設工事に従事する者が※直接入力によらない方法で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備（各現場に機器が設置されていること。）

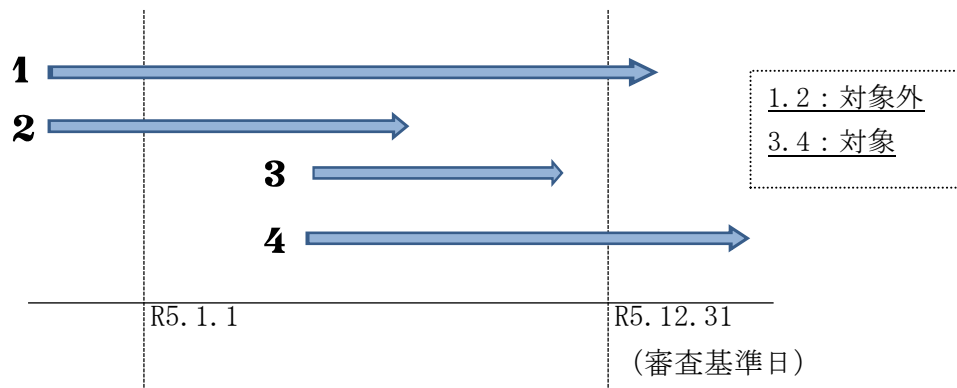
※直接入力によらない方法：就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム（<https://www.auth.ccus.jp/p/requirements>）により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

元請業者に対する CCUS 加点について

対象：審査基準日以前 1 年以内に発注者から直接請け負った（請負契約を締結した）建設工事

J V 工事は各構成員が担当した工事

(例)



記入要領

- 1 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 2 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 3 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする
- 4 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 5 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

5 2 建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無

建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にせる企業の自主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入すること。

審査に際しては、自主宣言制度において宣言していることを証する書面の写し(※)及び誓約書を確認することとする。

(※) 自主宣言制度HPにおける各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能

5 3 営業年数

営業年数(許可または登録を受けてからの年数)一年未満は切り捨てること。

なお、途中休業等があった場合は、営業年数から控除すること。

5 4 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

5 5 防災協定の締結の有無

審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を記入（協定書の写しを提出）

また社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間で防災協定を締結している場合においては、当該団体に加入し、防災活動に一定の役割を果たすことを当該団体の長が証する書類(原本)も併せて提出すること。

【防災協定書（写）の省略可能な団体一覧】※但し当該団体の長が証する書類の提出は必要

1	(一社)沖縄県舗装業協会	32	名護市建設関連5団体
2	(一社)沖縄県造園建設業協会		名護市建設業協会
3	(一社)沖縄県警備業協会		名護市電管設備業協会
4	(一社)沖縄県農林水産土木建設会		名護市造園業協会
5	(一社)沖縄県産業資源循環協会		北部建築設計協会
6	(公社)日本下水道管路管理業協会		北部建設コンサルタント業協会
7	(一社)沖縄県産業廃棄物協会	33	沖縄県管工事業協同組合連合会
8	(一社)日本CATV技術協会	34	管 名護市_管工事協同組合
9	沖縄県森林土木協議会	35	工 沖縄市(〃)
10	(一社)沖縄県建設業協会	36	事 那覇市(〃)
11	建 (一社)沖縄県中小建設業協会	37	南城市管工事会
12	設 伊平屋村_建設業協会	38	北部_電気工事業協同組合
13	業 伊江村(〃)	39	電 中部(〃)
14	協 今帰仁村(〃)	40	気 比謝川(〃)
15	会 豊見城市(〃)	41	工 浦添宜野湾(〃)
16	糸満市(〃)	42	事 那覇(〃)
17	東村建設業協議会	43	南風原電水会
18	建 大宜味村_建設業者会	44	(一社)沖縄県電气管工事業協会
19	本部町(〃)	45	糸満市電管事業協同組合
20	設 恩納村(〃)	46	南部水道企業団指定工事業者組合
21	業 読谷村(〃)	47	伊是名村_商工会
22	者 うるま市(〃)	48	南大東村(〃)
23	会 沖縄市(〃)	49	商 北谷町(〃)
24	金武町(〃)	50	嘉手納町(〃)
25	南風原町(〃)	51	工 宜野湾市商工会議所
26	宜野座村業者会	52	北中城村_商工会
27	浦添建設業者友の会	53	会 中城村(〃)

28	西原町建設協力会	54	等	西原町（〃）
29	国頭村災害応急対策建設業者会	55		南城市（〃）
30	沖縄県北部地区生コンクリート協同組合	56		八重瀬町（〃）
31	久米島町内業者（個別業者の為、久米島町長が証明書発行）	57		与那原町商工会建設工業部会

5 6 営業停止処分の有無

審査対象年（審査基準日直前1年間）において、建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、無い場合は「2」を記入すること。

5 7 指示処分の有無

審査対象年（審査基準日直前1年間）において、建設業法第28条の規定による指示（指名停止は対象外）を受けたことがある場合は「1」を、無い場合は「2」を記入すること。

5 8 監査の受審状況

審査基準日において、以下の該当するものを記入すること。

「1」 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合（有価証券報告書又は監査報告書の写しを提出）

※資本金5,000億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社は会計監査人必置

「2」 会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合（商業登記簿謄本に「会計参与」が登記されていることが前提となります。）

「3」 建設業に従事する職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除く。）のうち、経理実務の責任者であって、項番61に該当する者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）に自らの署名を付した場合

「4」 上記いずれにも該当しない。

5 9 公認会計士等の数

※申請会社の役員（監査役を除く）及び従業員（常時雇用のある者）に限る。

- ・公認会計士として登録され、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者
- ・税理士として登録され、所属税理士会が認定する研修を受講した者
- ・公認会計士又は税理士であってこれらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者（告示1060号第5）
- ・1級登録経理試験を合格した翌年度の開始日から5年を経過しない者

- ・ 1 級登録経理講習受講した年度の翌年度開始日から 5 年を経過しない者

6 0 二級登録経理試験合格者等の数

※申請会社の役員(監査役を除く)及び従業員(常時雇用のある者)に限る。

- ・ 二級登録経理試験を合格した翌年度の開始日から 5 年を経過しない者
- ・ 二級登録経理講習受講した年度の翌年度開始日から 5 年を経過しない

様式第 2 号	(用紙 A 4)
<p>経理処理の適正を確認した旨の書類</p>	
<p>私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、 の令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 までの第 ____ 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企 業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添 の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確 認しました。</p>	
<p>地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別添も添付して下さい。</div>
<p>年 月 日</p> <p>商号又は名称 所属・役職</p> <p>氏 名</p>	
以上	

6 1 研究開発費(2期平均)

審査対象事業年度及び審査対象事業年度の全審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社(項番 6 0 監査の受審状況で「1」と記入する場合)以外は「0」を記入すること。

6 2 建設機械の所有及びリース台数

地域防災の観点から、災害時の災害対応に利用され、また定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な以下の建設機械の保有状況に対し加点を行う（最大 15 台）。

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から 1 年 7 月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用するもの。

【表 1】

評価対象となる建設機械		提出書類
1 ショベル系掘削機 建設機械抵当法施行令 別表	ショベル、バックホウ、ドラグラ イン、クラムシェル、クレーン又 はパイルドライバーのアタッチメ ントを有するもの	特定自主検査記録表 ※検査日が審査基準日か ら遡って、1 年以内であ ること。
2 ブルドーザー //	自重が 3 トン以上のもの	
3 トラクターショベル //	バケット容量が 0.4 m ³ 以上のもの	
4 モーターグレーダー //	自重が 5 トン以上のもの	
5 ダンプ車 以下は問いません ・車両総重量 ・最大積載量 ・表示番号 （建〇〇〇） （営〇〇〇（建））	自動車検査証の車体の形状欄に 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」 「ダンプセミトレーラ」 と記載があり、 <u>土砂等の運搬に供 される貨物自動車</u> ※自動車検査証の備考欄に「 <u>積載 物は土砂等以外のものとする</u> 」 等の記載があり土砂等の運搬が制 限されている車両や、貨物自動車 でない場合は認められません。	自動車検査証 ※審査基準日において有 効であること。 ※ <u>電子車検査証の場合は、 印刷してください。</u> 「所 有者氏名、有効期限の満 了する日」が券面に記載 されていない場合、併せ て「 <u>自動車車検査証記録事 項</u> 」も印刷し添付くださ い。
6 アスファルト・フィニ ッシャ	自動車検査証の車体の形状欄に 「アスファルト・フィニッシャ」 と記載されている大型特殊自動車	自動車検査証要件等は 「5 ダンプ車」に記載さ れていることと同様
7 移動式クレーン 労働安全衛生法施行令 第 12 条第 1 項第 4 号	つり上げ荷重 3 トン以上のもの 固定式クレーンは評価対象外	移動式クレーン検査証 ※審査基準日において有 効であること。
8 不整地運搬車		特定自主検査記録表 ※検査日が審査基準日か ら遡って、2 年以内であ ること。

9 高所作業車 労働安全衛生法施行令 第13条第3項第34号	作業床の高さが2メートル以上	特定自主検査記録表 ※検査日が審査基準日から遡って、1年以内であること。
10 締固め用機械 労働安全衛生法施行令 別表第7第4号	ロードローラー、タイヤローラー、 振動ローラー、ハンドガイドローラー	
11 解体用機械 労働安全衛生法施行令別 表第6号及び 労働安全衛生法施行規則 第151条の175	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリ ート圧砕機、解体用つかみ機	

- 1) 特定自主検査記録表は、新車の場合、新車購入日から審査基準日までが1年未満の場合には提出不要（新車であることが確認できる書類を提出）
- 2) 「解体用機械」について、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により複数の特定自主検査記録表に同一のベースマシンが掲載されている場合には、重複して加点しません。

2-(2)「建設機械の保有状況」の改正内容^(W7)

国土交通省

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。
- 今般、現在の加点対象機械に加え、災害時における一定の活用実績が確認され、かつ、令和6年能登半島地震において活用実績が確認された「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャー」を評価することとした。



〈参考〉: 加点評価の方法: 保有する建設機械の台数に応じて最大15点(14台以上保有する場合)の評価

○提出書類

建設機械の保有状況内訳書表及び、申請する建設機械1台ごとに表1(P36)及び表2の提出書類両方を提出してください。どちらか一方のみの書類だけでは加点対象とはなりません。

【表2】 所有又はリース契約を締結していることを確認する書類

	提出書類
所有	売買契約書の写し、譲渡契約書の写し
リース	リース契約書の写し（リース期間が審査基準日から1年7ヶ月未満の場合は、「建設機械のリース契約に関する申出書」もあわせて提出）

- 1) 売買契約書、リース契約書とも全ページの写しが必要となります。
- 2) 審査基準日以前に購入したもの又はリースしたものに限りです。
- 3) リース契約の場合、リース期間が1年である場合は評価対象外となります。
- 4) 売買契約書、リース契約書とも①～⑤が確認できること。
 - ①申請する建設機械の名称、製造者名、型式及び製造番号
 - ②販売(リース) 金額
 - ③販売(リース) 元の商号又は名称、所在地及び代表者氏名・印
 - ④販売(リース) 先の商号又は名称、所在地及び代表者氏名・印
 - ⑤契約日※①の型式又は製造番号が明記されていない場合は、製造番号等が確認できる納品書若しくは請求書を提出してください。

○その他

保有の確認において、売買契約書が提出できない場合について

(1) から (3) の書類を当面の間、契約書の代替書類として取り扱います。なお、いずれの場合も表1の「特定自主検査記録表等（建設機械が正常に稼働する状態にあることを確認する書類）」で申請している建設機械と一致していることが必要です。

できるだけ(1)又は(2)の書類で申請してください。

- (1) 社団法人日本建設機械工業会が制定する統一譲渡証明書の写し
 - ①申請する建設機械の名称、製造者名及び型式・製造番号
 - ②販売元又は譲渡人の名称、所在地、電話番号及び代表者氏名
 - ③販売元又は譲渡人の押印
 - ④販売元又は譲受人が申請者であることの明示
- (2) 固定資産税に係る償却資産申告書及び種類別明細書の写し
(以下①、②が記載されていること)
 - ①申請する建設機械の名称、製造者名及び型式・製造番号
 - ②市町村の受付印のあるもの

※審査基準日時点の所有の確認ができるもの。

※資産名に「油圧ショベル」等のみの記載だけではなく、「油圧ショベル・コマツ・PC350-8」などの製造者名及び型式の記載があることが必要です。

※固定資産税に係る償却資産申告書等は、直近の書類の写しを添付

(3) 購入(支払)したことが分かる書類 (ア・イ又はア・ウをセットで確認します。)

ア 建設機械の注文請書又は請求書の写し

- ①申請する建設機械の名称、製造者名及び型式・製造番号
- ②販売金額
- ③販売元の名称、所在地、電話番号及び代表者氏名・印
- ④注文主又は請求先が申請者であることの明示

イ 銀行の受付印のある振込書の写し

(下記の①～②がアと一致すること。)

- ①申請者である預金者名、銀行名及び口座番号
- ②販売元である振込先及び振込金額 (③振込日)

ウ 建設機械の代金の支払いを確認できる預金通帳の写し

(下記の①～②がアと一致すること。)

- ①申請者である預金者名、銀行名及び口座番号
- ②販売元である振込先及び振込金額 (③振込日)

※「建設機械保有状況内訳書」について、審査後に県の收受印を押印して返却します。次回以降の申請では、受付印のある「建設機械保有状況内訳書」を提出する事で、売買契約書の写し、譲渡契約書の写し、リース契約書の写し(リース期間が審査基準日から1年7ヶ月以上のものに限る。)の提出が省略できます。ただし、新規に計上する建設機械がある場合は改めて作成してください。

※ダンプについて車検証で所有者・使用者ともに申請業者であることがわかる場合(車検証の所有者が申請業者名で、使用者欄が***の場合を含む。)、売買契約関係の書類は省略できるものとします。

※「解体用機械」について、所有確認書類及び特定自主検査記録表はベースマシン、解体用アタッチメントの両方とも提出してください。

※特定自主検査記録表の様式で別紙記載とある場合は、その別紙も添付してください。

建設機械保有状況内訳書

許可番号 大臣・知事 第 _____ 号

商号又は名称 _____

通番	建設機械の種類	製造番号／ 体番号	所有又は リース	取得日又は リース期間	特定自主検査 等実施年月日
1	1 ショベル系掘削機 (アタッチメント有)		所 リ	~	
2	2 ブルトーザー				
3	3 トラクターショベル (バケット容量 0.4 m ³ 以上)				
4	4 モーターグレーダー				
5	(自重 5 t 以上)				
6	5 ダンプ車				
7	6 アスファルト・フィニッシャー				
8	7 移動式クレーン (吊上荷重 3 t 以上)				
9	8 不整地運搬車				
10	9 高所作業車		所 リ	~	
11	(作業床高 2 m 以上)		所 リ	~	
12	10 締固め用機械		所 リ	~	
13	11 解体用機械		所 リ	~	
14			所 リ	~	
15			所 リ	~	

自己所有の場合は取得年月日のみ記入。リースの場合は、リース期間（始期と終期）を記入すること。

5 ダンプ・6 アスファルト・フィニッシャー：車検日
7 移動式クレーン：性能検査日（2年毎）
8 不整地運搬車：特定自主検査日（2年毎）
他は、特定自主検査日（毎年）

加点は最大 15 台まで。

建設機械のリース契約に関する申出書

所在地

許可番号

商号又は名称

代表者氏名

審査基準日 令和 年 月 日

下記の建設機械について、リース期間終了日が今回申請を行う経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月以内に終了しますが、これらの建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りを確約していることを申し出ます。

なお、この申出書に対し、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りを行わなかった場合（ただし、廃車等止むを得ないと認められる場合を除く。）は、今回の経営事項審査において虚偽の申請を行ったとして、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく監督処分の対象となることを了承します。

記

通番	メーカー ・車種	製造・車体番号	リース会社 契約番号	リース期間	リース期間終了 後について	備考

【注意事項】

1. 全ての項目を記載してください。
2. 「リース契約終了後について」の欄は、リース契約の更新、延長、建設機械の買い取り等、リース契約後の措置について記入してください。

リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りについて、契約書等を交わした後、その写しを沖縄県技術・建設業課あて提出してください。

(FAX : 098-866-2506)

(例) 特定自主検査記録表 (建設機械が正常に稼働する状態にあることを確認する書類)

3 年 間 保 存		油圧ショベル(クローラ式) 特定自主検査記録表		証明書 発行日 ①	年 月 日	様式SR-EHC-01
[建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出 の抑制を図るための指針に基づく検査共用]				証明書 発行No. ②	標章 No. 1)	
メーカー名 ④	管理No. ⑩		使用者住所 氏名又は名称 ⑬ 4)			
型式 ⑤	2)		走行距離 _____ km	機械管理者氏名 ⑭		
製造番号 ⑥			稼働時間 ⑮ h	検査業者登録番号 ⑯		
性能 ⑦	車検有効期間 _____		検査業者又は事業者 住所・名称 ⑰ 6)			
検査実施場所 ⑧			検査者氏名 ⑱ 5)	責任者 ⑲		
検査年月日 ⑨	3) 日					

- 1) 標章 NO の記載があること。
- 2) 型式、製造番号のどちらかが所有の確認資料 (売買契約書等) と一致すること。
- 3) 検査年月日が審査基準日時点で有効 (審査基準日より一年前に検査済)
- 4) 使用者住所氏名又は名称は申請者と一致すること。
- 5) 検査氏名の記載があること。
- 6) 事業者住所、名称、責任者名の記載があること。

※詳細は特定自主検査記録表の記入要領 (公益社団法人建設荷役車両安全技術協会) を御確認ください。

6 3 ~ 6 5 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況
審査基準日において、

「1」エコアクション21の認証、又は国際標準化機構第9001号・14001号
の規格により登録されている。

「2」認証、登録されていない (以下を含む。)

- ・認証範囲に建設業 (経審受審対象業種か否か問わない。) が含まれていない。
- ・認証範囲が一部の支店等に限定されている。